

原 発 本 第 1 6 3 号

2 0 2 0 年 8 月 3 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、
玄海原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、昭和50年6月26日付けの50原第5193号、昭和50年12月15日付けの50原第9554号、昭和51年4月26日付けの51安第2242号、昭和51年9月16日付けの51安(原規)第60号、昭和52年5月31日付けの52安(原規)第131号、昭和54年6月22日付けの54資庁第8354号、昭和54年8月3日付けの54資庁第10467号、昭和55年1月7日付けの54資庁第15477号、昭和55年11月10日付けの55資庁第12005号、昭和56年6月5日付けの56資庁第3275号、昭和56年8月20日付けの56資庁第10448号、昭和56年11月6日付けの56資庁第12949号、昭和57年2月26日付けの57資庁第2530号、昭和57年7月31日付けの57資庁第10881号、昭和58年8月15日付けの58資庁第9302号、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年4月1日付けの60資庁第3188号、昭和60年6月18日付けの60資庁第8040号、昭和60年11月5日付けの60資庁第12363号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16339号、平成元年3月31日付けの元資庁第3506号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成4年3月2日付けの4資庁第1125号、平成5年3月31日付けの5資庁第570号、平成5年10月18日付けの5資庁第11120号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成6年8月18日付けの6資庁第8958号、平成7年9月7日付けの7資庁第8119号、平成7年12月5日付けの7資庁第13349号、平成8年5月22日付けの8資庁第3208号、平成8年8月19日付けの8資庁第7659号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第9号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第3号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第20号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第6号、平成13年6月26日付けの平成13・05・24原第4号、平成13年9月13日付けの平成13・08・14原第4号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第5号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第25号、平成14年6月20日付けの平成14・06・07原第13号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第7号、平成15年6月4日付けの平成15・05・27原第6号、平成15年10月22日付けの平成15・09・12原第13号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第25号、平成16年6月8日付けの平成16・06・01原第10号、平成17年2月25日付けの平成17・02・02原第4号、平成17年3月31日付けの平成17・03・15原第4号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第24号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第13号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第25号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第18号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第56号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第4号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第10号、平成20年12月12日付け

の平成 20・10・31 原第 10 号、平成 21 年 3 月 3 日付けの平成 21・02・20 原第 27 号、平成 21 年 9 月 15 日付けの平成 21・08・03 原第 5 号、平成 22 年 2 月 22 日付けの平成 22・01・20 原第 7 号、平成 22 年 6 月 22 日付けの平成 22・05・21 原第 6 号、平成 22 年 11 月 25 日付けの平成 22・03・26 原第 2 号、平成 23 年 5 月 6 日付けの平成 23・04・04 原第 39 号、平成 23 年 5 月 11 日付けの平成 23・04・21 原第 10 号、平成 23 年 6 月 16 日付けの平成 23・05・19 原第 22 号、平成 24 年 6 月 21 日付けの平成 24・05・23 原第 4 号、平成 24 年 9 月 6 日付けの 20120717 原第 30 号、平成 25 年 2 月 13 日付けの原管 P 収第 121212001 号、平成 25 年 6 月 17 日付けの原管 P 発第 1306171 号、平成 26 年 6 月 9 日付けの原規規発第 1406092 号、平成 27 年 6 月 10 日付けの原規規発第 1506108 号、平成 28 年 3 月 24 日付けの原規規発第 16032420 号、平成 28 年 10 月 26 日付けの原規規発第 1610268 号、平成 29 年 2 月 8 日付けの原規規発第 1702088 号、平成 29 年 4 月 19 日付けの原規規発第 1704197 号、平成 29 年 9 月 14 日付けの原規規発第 1709142 号、平成 30 年 6 月 26 日付け原規規発第 1806267 号、平成 30 年 12 月 17 日付け原規規発第 1812179 号、平成 31 年 2 月 13 日付け原規規発第 1902134 号及び令和元年 7 月 5 日付け原規規発第 1907055 号、令和元年 12 月 6 日付け原規規発第 1912061 号及び令和 2 年 3 月 18 日付け原規規発第 2003186 号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部及び変更箇所表示部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 3 号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更

3 号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更するとともに、3 号炉の核燃料物質取扱設備の一部、使用済燃料貯蔵設備の一部及び使用済燃料ピット水浄化冷却設備を 3 号炉及び 4 号炉共用とする。これに伴い、関連する条文の変更を行う。

・第 1 編 運転段階の原子炉施設編（3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置）

第 93 条（新燃料の貯蔵）

第 95 条（燃料の取替等）

第 96 条（使用済燃料の貯蔵）

(2) 記載の適正化に伴う変更

第 93 条（新燃料の貯蔵）、第 95 条（燃料の取替等）及び第 96 条（使用済燃料の貯蔵）について、記載の適正化（記載内容の明確化）を行うため変更を行う。

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

(2) 本規定施行の際、第93条（新燃料の貯蔵）、第95条（燃料の取替等）及び第96条（使用済燃料の貯蔵）については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。

なお、ブロック毎の工事が完了し、一部使用承認を取得した使用済燃料ラック（ブロック）については、一部使用承認取得日以降に図93-1の貯蔵可能な燃料に基づき領域管理を行うこととし、それ以前は従前の例による。

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定
変更前後比較表

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置） （新燃料の貯蔵） 第93条 技術第二課長及び保修第二課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(8) 技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(9) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の新燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置） （新燃料の貯蔵） 第93条 技術第二課長及び保修第二課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(8) 技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ及び配置）に基づき収納すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(9) 保修第二課長は、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵に際し、使用済燃料ピット内の誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更（記載内容の明確化）

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>図 93 - 1 使用済燃料ピット燃料貯蔵領域図</p> <p>使用済燃料ピットB</p> <p>使用済燃料ピットA</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">貯蔵可能な燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ : 領域 1</td> <td>全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)</td> </tr> <tr> <td>■ : 領域 2</td> <td>・燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ガドリニア入り二酸化ウラン燃料はウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) として管理する。</p>	貯蔵可能な燃料		□ : 領域 1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)	■ : 領域 2	・燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)	<p>図 93 - 1 使用済燃料ピット燃料貯蔵領域図</p> <p>使用済燃料ピットB</p> <p>使用済燃料ピットA</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">貯蔵可能な燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ : 領域 1</td> <td>全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1</td> </tr> <tr> <td>■ : 領域 2</td> <td>・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ガドリニア入り二酸化ウラン燃料はウラン燃料として管理する。</p>	貯蔵可能な燃料		□ : 領域 1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1	■ : 領域 2	・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1	<p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>
貯蔵可能な燃料														
□ : 領域 1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)													
■ : 領域 2	・燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)													
貯蔵可能な燃料														
□ : 領域 1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1													
■ : 領域 2	・3号炉及び4号炉ウラン燃料※1													

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(燃料の取替等) 第 95 条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>4 保修第二課長及び技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(5) 技術第二課長は、燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 93 - 1 に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき取納すること、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(6) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<p>(燃料の取替等) 第 95 条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>4 保修第二課長及び技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(5) 技術第二課長は、燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 93 - 1 に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ及び配置）に基づき取納すること、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(6) 保修第二課長は、<u>ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の取替に際し、使用済燃料ピット内の誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</u></p> <p style="text-align: center;">＜以下、省略＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更 ・ 記載の適正化に伴う変更 (記載内容の明確化)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																				
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保修第二課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表 96-1 に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1 か月に 1 回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>(9) 技術第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図 93-1 に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき取納することと、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(10) 保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p>2 技術第二課長は、第 1 項(9)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">表 96-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第2編第27条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉※1、4号炉	2号炉	2号炉※1、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	4号炉	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第 96 条 技術第二課長及び保修第二課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表 96-1 に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1 か月に 1 回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p style="text-align: center;">< 中 略 ></p> <p>(9) 技術第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図 93-1 に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ及び配置）に基づき取納することと、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(10) 保修第二課長は、<u>ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵に際し、使用済燃料ピット内の誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</u></p> <p>2 技術第二課長は、第 1 項(9)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">表 96-1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉※1、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉及び2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第2編第27条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉※1、4号炉	2号炉	2号炉※1、4号炉	3号炉	3号炉	4号炉	3号炉、4号炉	<p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p> <p>・記載の適正化に伴う変更 (記載内容の明確化)</p> <p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉※1、4号炉																					
2号炉	2号炉※1、4号炉																					
3号炉	3号炉																					
4号炉	4号炉																					
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉※1、4号炉																					
2号炉	2号炉※1、4号炉																					
3号炉	3号炉																					
4号炉	3号炉、4号炉																					

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2020年4月1日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4以外-)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 次の各号に示す原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、施行日以後、初めて原子炉等規制法第43条の3の29の規定による届出をするまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>(1) 第3条(品質保証計画)</p> <p>(2) 第6条(原子力発電安全委員会)</p> <p>(3) 第10条(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>(4) 第118条(保守管理計画)</p> <p>(5) 第129条(所員への保安教育)</p> <p>(6) 第131条(記録)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条(ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4以外-)の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 次の各号に示す原子炉施設の定期的な評価に係る規定については、施行日以後、初めて原子炉等規制法第43条の3の29の規定による届出をするまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>(1) 第3条(品質保証計画)</p> <p>(2) 第6条(原子力発電安全委員会)</p> <p>(3) 第10条(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>(4) 第118条(保守管理計画)</p> <p>(5) 第129条(所員への保安教育)</p> <p>(6) 第131条(記録)</p> <p>4 本規定施行の際、第93条(新燃料の貯蔵)、第95条(燃料の取替等)及び第96条(使用済燃料の貯蔵)については、3号炉使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p> <p>なお、使用済燃料ラック(ブロック)毎の工事が完了し、一部使用承認を取得したブロックについては、一部使用承認取得日以降に第93条(新燃料の貯蔵)、第95条(燃料の取替等)及び第96条(使用済燃料の貯蔵)を適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更 ・記載の適正化に伴う変更(記載内容の明確化)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例> (新燃料の貯蔵) 第93条 技術第二課長及び保修第二課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p><中 略></p> <p>(8) 技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件(燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置)に基づき収納すること、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること(3号炉のみ)。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考						
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>図 93-1 使用済燃料ピット燃料貯蔵領域図</p> <p>使用済燃料ピットB</p> <p>使用済燃料ピットA</p> <table border="1" data-bbox="970 421 1161 1169"> <thead> <tr> <th colspan="2">貯蔵可能な燃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ : 領域 1</td> <td> 全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%) </td> </tr> <tr> <td>■ : 領域 2</td> <td> ・燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%) </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ガドリニア入り二酸化ウラン燃料はウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) として管理する。</p>	貯蔵可能な燃料		□ : 領域 1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)	■ : 領域 2	・燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)	<p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>
貯蔵可能な燃料								
□ : 領域 1	全ての燃料 ・ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 ・ウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)							
■ : 領域 2	・燃焼度 20GWd/t 以上のウラン燃料 (初期濃縮度約 4.1wt%) ※1 ・初装荷ウラン燃料 (初期濃縮度約 3.5wt%、約 2.0wt%)							

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例> (燃料の取替等) 第95条 技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料取替実施計画（燃料装荷）に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><中 略></p> <p>4 係修第二課長及び技術第二課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、又は原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p><中 略></p> <p>(5) 技術第二課長は、燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、図 93 - 1 に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p><以下、省略></p>	<p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">(規定なし)</p>	<p><附則第4項 従前の例></p> <p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第96条 技術第二課長及び保守第二課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第二課長は、各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵し、1か月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p style="text-align: center;"><中 略></p> <p>(9) 技術第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、図93-1に示す臨界が防止できることをあらかじめ確認している条件（燃料タイプ、ウラン燃料の燃焼度、ウラン燃料の初期濃縮度及び配置）に基づき収納することで、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉のみ）。</p> <p>(10) 保守第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること（3号炉のみ）。</p> <p>2 技術第二課長は、第1項(9)の燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>・3号炉使用済燃料貯蔵設備増強工事に伴う変更</p>

表96-1

各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
1号炉	1号炉※1、4号炉
2号炉	2号炉※1、4号炉
3号炉	3号炉
4号炉	4号炉

※1：1号炉及び2号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第2編第27条にて実施